施設名	おひさま保育園 （施設等種別：保育所）
監査年月日	令和８年２月５日（木）

施　設　等　指　導　監　査　メ　モ

① 職員処遇関係　②利用者支援関係　③食事提供関係　④施設会計関係　⑤確認監査

①	【職員処遇】 特に指摘事項はありません。	
②	【利用者支援】 特に指摘事項はありません。	
③	【食事提供】 特に指摘事項はありません。	
④	【施設会計】 特に指摘事項はありません。	
⑤	【確認監査】 特に指摘事項はありません。	

施　設　名	おひさま保育園 （ 施設等種別： 保育所 ）
監査年月日	令和 8 年 2 月 5 日（ 金 ）

施 設 等 指 導 監 査 メ モ

①職員処遇関係 ②利用者支援関係 ③食事提供関係 ④施設会計関係 ⑤連絡メモ、その他

備　考

委託費の弾力運用について、

令和　8　年度は　要件　3　です。

【要件1】	次の①～⑦を全て満たすこと ① 最低基準の遵守 ② 職員配置の遵守 ③ 適切な人件費の確保 ④ 必要な栄養量の確保 ⑤ 適切な児童の処遇 ⑥ 役職員の質の向上 ⑦ 設置者の適正な運営
【要件2】	【要件1】に加え、次の①～⑧のいずれかの事業を実施していること ① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの ② 一時預かり事業 ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ ④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児の受け入れ ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑦ 休日保育加算の対象事業 ⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
【要件3】	【要件1】【要件2】に加え、次の全てを満たすこと ① 社会福祉法人会計基準(学校法人においては学校法人会計基準)に基づいて経理処理を行っており、資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書、拠点区分資金収支明細書及び貸借対照表等の財務諸表を保育所に備付け、閲覧に供すること。 ② 毎年度、次のアまたはイが実施されていること ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置 して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果について、定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。 ③ 処遇改善加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む。)のいずれも満たしていること。

施設名	おひさまっこ保育園 （施設等種別：小規模保育事業）
監査年月日	令和８年１月３０日（金）

施　設　等　指　導　監　査　メ　モ

① 職員処遇関係　②利用者支援関係　③食事提供関係　④施設会計関係

①	【職員処遇】 特に指摘事項はありません。	
②	【利用者支援】 特に指摘事項はありません。	
③	【食事提供】 特に指摘事項はありません。	
④	【施設会計】 特に指摘事項はありません。	

施設名	おひさま岡町保育園 （施設等種別：保育所）
監査年月日	令和８年１月３０日（金）

施　設　等　指　導　監　査　メ　モ

① 職員処遇関係　②利用者支援関係　③食事提供関係　④施設会計関係

①	【職員処遇】 特に指摘事項はありません。	
②	【利用者支援】 特に指摘事項はありません。	
③―１ ③―２	【食事提供】 （衛生管理） ①食品の検収時に食材の温度の記録を行うこと。 【根拠法令等：大量調理施設管理マニュアルⅡ１（５）】 ②保存食の取漏れがありましたので、原材料、調理済み食品をそれぞれ５０ｇづつ取ること。 【根拠法令等：大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ５（３）】	前回指摘事項
④	【施設会計】 特に指摘事項はありません。	

施　設　名	おひさま岡町保育園 （ 施設等種別： 保育所 ）
監査年月日	令和 8 年 1 月 30 日（ 金 ）

施 設 等 指 導 監 査 メ モ

①職員処遇関係　②利用者支援関係　③食事提供関係　④施設会計関係　⑤連絡メモ、その他

備　　考

委託費の弾力運用について、

令和　8　年度は　要件　3　です。

【要件1】	次の①～⑦を全て満たすこと ① 最低基準の遵守 ② 職員配置の遵守 ③ 適切な人件費の確保 ④ 必要な栄養量の確保 ⑤ 適切な児童の処遇 ⑥ 役職員の質の向上 ⑦ 設置者の適正な運営
【要件2】	【要件1】に加え、次の①～⑧のいずれかの事業を実施していること ① 延長保育事業及びこれと同様の事業と認められるもの ② 一時預かり事業 ③ 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ ④ 地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、特別児童扶養手当の支給対象障がい児の受け入れ ⑥ 家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの ⑦ 休日保育加算の対象事業 ⑧ 病児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの
【要件3】	【要件1】【要件2】に加え、次の全てを満たすこと ① 社会福祉法人会計基準(学校法人においては学校法人会計基準)に基づいて経理処理を行っており、資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書、拠点区分資金収支明細書及び貸借対照表等の財務諸表を保育所に備付け、閲覧に供すること。 ② 毎年度、次のアまたはイが実施されていること ア 第三者評価加算の認定を受け、サービスの質の向上に努めること。 イ 入所者等に対して苦情解決の仕組みが周知されており、第三者委員を設置 して適切な対応を行っているとともに、入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果について、定期的な公表を行うなど、利用者の保護に努めること。 ③ 処遇改善加算の賃金改善要件(キャリアパス要件を含む。)のいずれも満たしていること。